大阪高裁判決の報告

～最高裁上告に向けて～

原発賠償京都訴訟原告団
原告団共同代表　堀江みゆき

2025. 2. 16

大阪高裁判決

■2024年12月18日の控訴審判決で大阪高裁(牧賢二裁判長)は、東京電力のみに賠償を命じ、１審で認めた国の責任については否定する判決を言い渡した。

■2022年6月17日の最高裁判決が国の賠償責任を否定する判断を示したあと、各地の裁判所で同様の判断が続いている。

牧裁判長は判決理由で、「2002年に政府が公表した将来の地震の評価によって大規模な津波を予測できたが、東京電力に対策を講じるよう義務づけていても、敷地内への浸水は避けられず、事故が起きる可能性はあった」などとして１審で認めた責任を否定しました。（NHK京都 NEWS WEB）

原発賠償京都訴訟とは

2013年9月17日、国と東電に損害賠償を求めて京都地裁に提訴

第１次提訴 2013年９月17日　33世帯91名
第２次提訴 2014年３月７日　20世帯53名
第３次提訴 2015年７月７日　11世帯31名

合計57世帯174名の原告で京都地裁を闘いました。
原告のほとんどが区域外避難者で構成されているのが特徴でした。（福島県内のほか、宮城県、茨城県、千葉県などの関東からの避難者も原告となっている）

原発賠償京都訴訟の目的と展望

① 原発事故を引き起こした東京電力と国の加害責任を明らかにする。

② 少なくとも法定被ばく限度（年間１ミリシーベルト）を超える放射能汚染地域の住民について「避難の権利」を認めさせる。

③ 原発事故によって元の生活を奪われたことに伴う損害を東京電力と国に賠償させる。

◎各地で闘われている原発賠償訴訟での勝利判決をテコに、子どもはもちろん、原発事故被災者全員に対する放射能健診、医療保障、住宅提供、雇用対策などの恒久対策を国と東京電力に実施させたいと考えています。

京都地裁判決(2018年3月15日）

一部勝訴！
三度 国の責任を認める！

一審京都地裁判決は、「津波を予見できた国が、東電に対応を命じなかったのは違法」と指摘した。避難指示区域外からの避難については独自の基準を示し、110人の請求を認容した。

京都地裁判決の評価

①原発事故の引き金となった原発敷地を超えるような巨大津波が起きることは予見できたこと

②津波対策をとっていれば今回のような事故は回避できたこと

これらを認めて、東電と国の責任も認めた！

③自主的避難等対象区域のほか避難の相当性を広く認定したこと

（会津地方、茨城県、栃木県、千葉県）

※ただし、宮城県など　相当性を否認された原告もいます

京都地裁判決の評価(問題点）

①ＬＮＴ(直線しきい値なし)モデルは科学的に実証されたものとは言えないとし、年間１ミリシーベルトを避難の基準とすることはできないとしたこと

②2012年４月１日までに避難したものに限定して避難の相当性を認めたこと

③賠償期間を避難開始から２年間に限定したこと

④賠償額があまりに低いことなど

2018年大阪高裁へ控訴

2018年12月14日から2024年5月22日の結審期日までの間に21回の期日が開かれました。

⇓

2024年12月判決

不当判決！
国の責任認めず！

大阪高裁判決の評価（責任論）

①津波の予見可能性⇒予見し得た

②津波の結果回避可能性⇒回避できなかった可能性が高い

③国の責任⇒損害賠償責任はない

　政府機関が2002年に地震予測「長期評価」を公表しており、同年末時点で津波の到来は予見できたとしつつ、国が規制権限を行使しなかった（津波対策を命令しなかった）ことの違法性を判断することなく、東日本大震災での津波ははるかに規模が大きく、国が東電に適切な措置を義務付けても、同様の事故が発生していた可能性が相当にあると判断し、国の責任を否定しました。

京都地裁(浅見判決)と大阪高裁(牧判決)の比較

	京都地裁 （浅見判決）	大阪高裁 （牧判決）
津波の予見可能性	予見できた	予見できた
津波の結果回避可能性	津波対策をとっていれば事故は回避できた	長期評価により予見し得た津波対策をしたとしても防ぐことはできなかった可能性が高い
国の損害賠償責任	○	×
自主的避難等対象区域からの避難	2012年4月1日までに避難を開始されたもの	2011年12月31日までに避難を開始されたもの
賠償される期間はどちらも２年間に限定。認める区域外の基準も同じ。		

大阪高裁判決の評価（避難の相当性）

①自主的避難等対象区域からの避難開始時期を2011年12月31日までとした。

（京都地裁判決の「2012年4月1日までに開始されたもの」を約3か月短縮）

②自主的避難等対象区域のほか、京都地裁判決の区域外を認める基準を踏襲し、自主的避難等対象区域からの避難と同等またはこれに準ずる場合には避難の相当性を認めるとした。

③賠償期間を避難開始から2年間に限定（京都地裁判決を踏襲）

大阪高裁判決の評価（損害額の認定）

原告ら166名のうち92名の請求を合計約1億1260万円で認容。

（京都地裁判決では、原告ら174名のうち110名について約1億1100万円を認容。東電と国による連帯支払いを命じていた）

<u>原陪審の中間指針第5次追補を基準とした内容にしかすぎない</u>

2022年6月17日 最高裁不当判決

最高裁判決で国の責任を否定

（生業訴訟、群馬訴訟、千葉訴訟、愛媛訴訟）

6.17以降、各地の裁判所で同様の判断が続いており、京都訴訟で15連敗となった。

国の施策によって建設されてきた原発が起こした事故について、国の監督責任を免罪することはない！

国の責任を否定した訴訟一覧

判決日	訴訟団名	裁判所名
2023年3月	いわき市民訴訟	仙台高裁
	南相馬市小高区訴訟	福島地裁
	南相馬市鹿島区	福島地裁
	福島原発おかやま訴訟	岡山地裁
2023年11月	愛知i岐阜訴訟	名古屋高裁
2023年12月	子ども脱被ばく裁判	仙台高裁
	福島第一原発事故被害者千葉集団訴訟（第2陣）	東京高裁
	福島原発被害東京訴訟（第1陣）	東京高裁
2024年1月	福島原発山形訴訟	仙台高裁
	東京高裁・福島原発かながわ訴訟（第1陣）	東京高裁
2024年3月	みやぎ・ふるさと喪失訴訟	仙台高裁
	福島原発事故ひょうご訴訟	神戸地裁
2024年4月	新潟避難者訴訟	東京高裁
2024年10月	福島原発ひろしま訴訟	広島地裁
2024年12月	原発賠償京都訴訟	大阪高裁

最高裁裁判官と大手法律事務所の関係

・元裁判長菅野博之氏は、退官して1ヶ月後に東電株主訴訟の東電側代理人の大手法律事務所の顧問となった。

・反対意見を述べた三浦裁判官以外の判事２人も東電など大企業を弁護する巨大ローファーム(法律事務所)と深い関りがある裁判官であった。

・東電側の意見書を作成した千葉勝美弁護士は、かつて元裁判長菅野博之氏を最高裁事務総局で指導する立場だった　など

国、最高裁、東電、原発企業の結びつきは枚挙にいとまがない？

後藤秀典氏（ジャーナリスト）の講演会など参照

弁護士ドットコムwebサイト
弁護士ドットコムニュースより引用

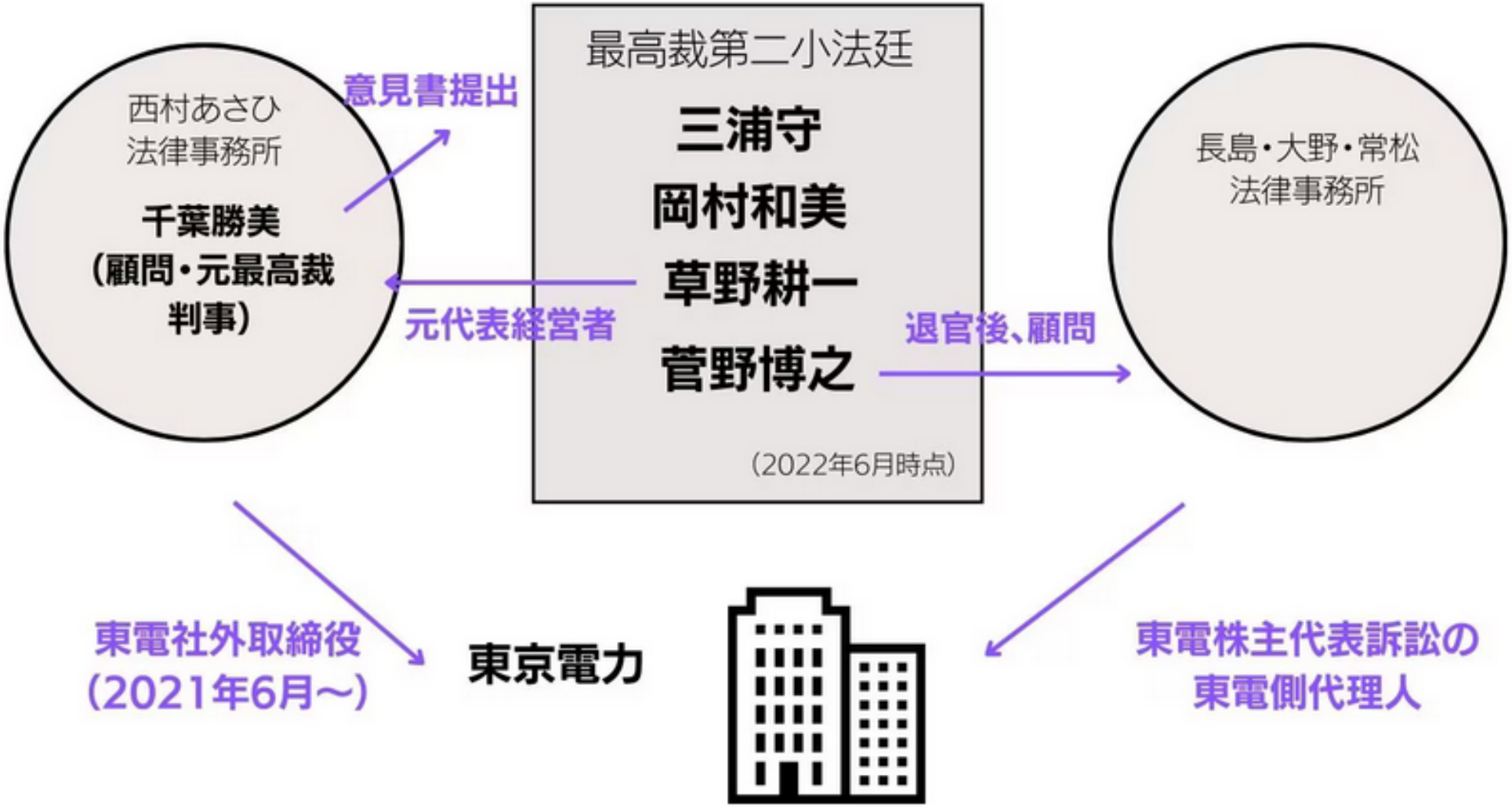

最高裁と大手法律事務所・東電をめぐる人脈図（敬称略、後藤秀典氏『東京電力の変節　最高裁・司法エリートとの癒着と原発被災者攻撃』より抜粋）

大阪高裁判決を受けて思うこと

・裁判官は聞いているふりだったのか、結論ありきの判決
・国に忖度している判決、6・17最高裁不当判決と同じ
・裁判官の職権の独立、司法の独立はないのか
・低線量被ばくの健康影響について、科学の成果を無視する判断
・非常に落胆した

京都訴訟の取り組みや主張してきたこと

・原告4名の本人尋問や意見陳述を実施
・被害実態の調査やアンケートを行い、被害を可視化
・PTSDのハイリスク者は原告の半数を超える
・病気になり精神的にも苦しい原告、甲状腺がんで死亡した原告もいる
・国際人権法や国連特別者報告の勧告についても主張
・署名の提出や大阪高裁前でのアピール行動、ハガキ大作戦、期日前のパレードなど

上告へ(2025年1月4日)

上告した原告数　39世帯94名

そのうち17世帯36名が東電にも上告しました

高裁判決に屈せず
最高裁へ行こう！

最高裁の不当判決
は最高裁でただす！

司法を糺すために
も最高裁に進むこと
を決意！

踏みにじられた人権
を守るために闘う！

正義を持ち毅然とした
態度で最高裁に挑む！

1人1人の命の上に原
発が存在するこの国
の在り方を最高裁で
の闘争で問いたい！

最終目標は原発事
故被災者全員の被
害回復と恒久対策の
実現を目指す！

上告に向けての取り組み

①大阪高裁前抗議・宣伝行動（原告団声明文の配など）

・2月21日(金)、3月11日(火) 大阪高裁前にて16：30～18：00

②映画「決断」の上映会

・3月2日(日)14時～　木津川市(情報発信キチキチ)

・4月19日(土)16時～　左京区(TOVIRA)

③最高裁要請行動や6.17最高裁共同行動への参加

④最高裁あての署名の取り組み(3月から開始予定）

引き続きのご支援をよろしくお願い申し上げます

ご清聴ありがとうございました